

《就学援助のお知らせ》

川口市教育委員会

川口市では、児童・生徒が元気で健康に学校生活を過ごせるよう、学用品費、給食費、学校病医療費など、就学費用の一部を保護者のかたに援助しています。

【援助対象】

川口市に住民登録があり、就学援助を必要としており、生計が同一なかた全員の合計所得額が就学援助の認定基準額を下回るかた。

※国立・県立・市立の小中学校に通う(入学予定である)お子さまがいるご家庭であること。私立は対象外。

※生活保護を受けている家庭は、重複受給となるため就学援助を申請することはできません。

「生計が同一なかた」とは、次のいずれかに当てはまるかたです。

- ① 同一世帯のかた
- ② 公共料金を共にするかた
- ③ 住所は異なるが、その所得により申請者の児童または生徒の生活を維持しているかた



【審査の対象となる所得について】 ※未申告のかたは認定できません

令和6年6月までに申請 …生計が同一なかた全員の、令和4年中の所得の合計額

令和6年7月以降に申請 …生計が同一なかた全員の、令和5年中の所得の合計額

【認定となる所得のめやす】 ※認定基準額そのものではありません

20歳以上のかた	19歳以下のかた	所得基準額(めやす)	■ 所得について
1人	1人	220万円	この場合の所得とは、総収入ではなく、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額となります。 ■ 表に用いた標準モデル 20歳以上のかた 1人…30歳 1人 “ 2人…30歳 2人 “ 3人…30歳 2人、60歳 1人 “ 4人…30歳 2人、60歳 2人 19歳以下のかた 1人…小学生1人 “ 2人…小学生・中学生 各1人 “ 3人…幼児・小学生・中学生 各1人 “ 4人…幼児・小学生・中学生・高校生 各1人
	2人	310万円	
	3人	360万円	
	4人	420万円	
2人	1人	290万円	■ めやすについて お子様や生計同一なかたの年齢、人数によって認定基準額は世帯ごとに違います。 これらを確認したうえで個別に審査を行いますので、この表はあくまでも簡易な“めやす”としてご理解ください。
	2人	380万円	
	3人	420万円	
	4人	490万円	
3人	1人	360万円	
	2人	440万円	
	3人	480万円	
	4人	550万円	
4人	1人	410万円	
	2人	500万円	
	3人	540万円	
	4人	610万円	

申請前に、所得金額による認定の可否をお尋ねいただいても、お答えできませんのでご了承ください。

裏面に続きます